

令和2年度答申第16号  
令和2年6月29日

諮問番号 令和2年度諮問第13号（令和2年6月15日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和元年5月9日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から同年8月7日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練について、令和元年6月10日の1時限目を欠席し、2時限目に遅刻した。同月18日、同月19日、同年7月3日及び同月8日はそれぞれ全日欠席をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和元年7月11日付け））

- (3) 審査請求人は、令和元年6月9日から同年7月8日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、同月11日、処分庁に対し、本件申請を行ったところ、処分庁は、同月12日、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和元年7月11日付け）、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和元年10月9日、審査庁に対し、本件不支給決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、令和2年6月15日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件支給単位期間において、体調不良等により本件訓練を4日半休んだ。そのうち令和元年7月3日については、大雨注意報が出ており、ハローワークの方から電話で、今日は「やむを得ない理由」による欠席として処理するので休むよう言われたものであり、同日の休みをカウントされたことにより給付金が不支給となったのは納得ができない。

(審査請求書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」等が示されている。
- 2 一方、出席要件における認定職業訓練等の実施日については、訓練実施日から除外することができる場合として、求職者支援要領10042チ（イ）において、①インフルエンザ等に感染した場合等、②母子家庭の母又は父子家庭の父である特定求職者が小学校就学前の子がいる場合であって、その子の傷病について当該特定求職者の看護を必要とする場合、③大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合、④裁判員等に選任された場合等、⑤公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合、⑥安定所に指示された求職活動を行う場合が示されており、給付金支給単位期間中に、これらのいずれかに該当する日がある場合、それを差し引いた日数の8割以上出席することが必要となる。

このうち、上記③については、求職者支援要領10042チ（ハ）において、「当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが、交通が遮断されるなど回復するために1日以上の上の時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難となる場合をいい、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。」とされている。

- 3 令和元年7月3日は、大雨・雷注意報が発表され、昼過ぎまでに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が高いとも発表されていたことから、処分庁は、審査請求人に対し、同日については「やむを得ない理由」による欠席と認める旨を伝えたが、大雨等による被害は訓練実施施設並びに審査請求人の居住地域及び通所経路のいずれにも生じていないことから、審査請求人の同日の欠席は、訓練実施日から除外することができる場合には該当せず、本件支給単位期間において出席要件を満たさないため、本件不支給決定を行ったものである。
- 4 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定を行ったものであり、同処分は法令等の根拠にのっとり正当なものであると考えられ、同処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものと考ええる。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について  
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について  
(1) 求職者支援規則11条1項5号本文は、給付金の支給を受けるための要件として、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることを原則として求めている。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであるところ、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施され、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることから、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているとの趣旨と解される。

その上で、同号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受

講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

これは、全ての実施日に訓練を受講することが当然ではあるが、社会通念上「やむを得ない理由」によって欠席した場合に、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とするのは酷であることから、「やむを得ない理由」による欠席がある場合については8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

- (2) 本件支給単位期間の訓練実施日21日のうち、審査請求人は4日と2分の1日の訓練を欠席（令和元年6月10日に2分の1日欠席し、同月18日、同月19日、同年7月3日及び同月8日に全日欠席）している。

これらの欠席の理由は、審査請求人の疾病等による体調不良及び天災（大雨による注意報発令等）によるもので、いずれも求職者支援規則11条1項5号ただし書にいう「やむを得ない理由」による欠席と認められるが、同号ただし書の「やむを得ない理由」による欠席がある場合には100分の80以上の出席が必要という要件が満たされていないので、審査請求人の本件支給単位期間の給付金の支給要件は満たされていない。

- (3) なお、求職者支援要領においては、「やむを得ない理由」として列挙したものの一部について、これを理由とする欠席については、訓練実施日から除外することができるとの取扱いを認めている。①インフルエンザ等に感染した場合等、②母子家庭の母又は父子家庭の父である特定求職者が小学校就学前の子がいる場合であって、その子の傷病について当該特定求職者の看護を必要とする場合、③大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合、④裁判員等に選任された場合等、⑤公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合、⑥安定所に指示された求職活動を行う場合、として掲げられたものがこれに当たる。

これらは、「やむを得ない理由」による欠席がある場合にも100分の80以上の出席がなければ支給要件を満たさない旨規定している求職者支援規則11条1項5号ただし書の下で、訓練実施日から除外するという扱いをするものであるところ、上記要領の規定は、欠席がやむを得ないと判断される事情の中でも、訓練出席により他の受講者にインフルエンザ等感染の危険が生じる、大規模災害により訓練実施施設までの交通が遮断され訓練出席が事実上不可能である、訓練出席により他の重大な義務の履行ができなくなる、

あるいは、求職者支援制度の仕組み上、訓練受講より優先した対応が求められる等、特殊な背景的要因に照らして出席を求めることが相当ではないと判断される程の極めて例外的な事情を掲げ、そうした事情が発生した日を訓練実施日から除外することとした趣旨と解する限りにおいては求職者支援規則11条1項5号に反するものではない。

審査請求人の欠席の理由のうち、体調不良によるものについては、欠席がやむを得ないとしても上記①のように他の受講者に感染の危険が生じる疾病に罹患したのではなく、天災（大雨）によるものについては、欠席がやむを得ないとしても上記③のように大規模な災害が発生して交通が遮断された等の事情は認められないので、これらの欠席について訓練実施日から除外するという極めて例外的な扱いができるとは認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史